



高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(3)

渡部, 昭男
梁, 洙京

(Citation)

日本教育行政学会 第58回大会

(Issue Date)

2023-10-15

(Resource Type)

conference paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100483366>



高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る 法・制度・行財政の日韓比較研究(3)

渡部 昭男（大阪成蹊大学・特別招聘教授）

1. 課題意識・研究方法：日韓の高等教育の経済的負担軽減・学修支援の画期は 2012 年

高等教育費負担を巡って、日韓はともに東アジア型の「家族負担主義」（小林雅之 2012）及び「高授業料・低補助」（OECD: Education at a Glance 2014）の国とされてきた。しかし、日韓は優先順位や手法は異なるものの、高等教育における経済的負担軽減及び学修支援を段階的に拡充し、転換しつつある。その画期をなす年は、日韓いずれも「2012 年」である。すなわち、この年韓国は登録金半額化の運動・世論を受けて、給付型の国家奨学金を本格実施した。日本は、国際人権 A 規約 13 条 2 項(b)(c)（中等教育・高等教育における「特に、無償教育の漸進的導入により」）に係る留保を撤回し、漸進的無償化を国際公約としたのであった。政策転換の背景・過程、この 10 年間の歩み・到達点と課題を明らかにするために、本研究では①教育無償化論議に係る国会審議分析、②漸進的無償化プログラム（渡部 2017）を活用した見える化、③日韓の共同研究者からの寄稿論考を共有財産とした日韓/韓日対話企画の開催、そして④漸進的無償化の法理の考究、を進めた。

2. 教育無償化論議に係る国会審議分析：「法規範⇒意思決定⇒制度・行財政」政策転換仮説

教育無償化論議がマスコミにおいて盛んになった 2016 年（契機はおおさか維新の会の教育無償化改憲論）の第 190 回国会から、教育無償化論議に係る国会審議分析を始めた。

- ・ 第 190 回国会(2016.1-6)幼児教育無償化の段階的推進が当面の課題
- ・ 第 192 回国会(2016.9-12)幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担軽減
- ・ 第 193 回国会(2017.1-6)教育無償化予算の試算と財源論議、教育投資は未来への先行投資
- ・ 第 194 回国会(2017.9.28)国難突破解散～幼児教育の無償化・高等教育の無償化を公約化
- ・ 第 195 回国会(2017.11-12)新しい経済政策パッケージ 2017.12.8 を閣議決定
- ・ 第 196 回国会(2018.1-7)経済財政運営と改革の基本方針 2018.6.15 を閣議決定
- ・ 第 197 回国会(2018.10-12)政府側の制度設計及び地方団体との協議の進行
- ・ 第 198 回国会(2019.1-6)無償化 2 法の審議と附帯決議〔漸進的無償化、安定的財源確保〕
- ・ 第 200 回国会(2019.10-12)幼児教育無償化実施及び高等教育無償化予定を巡る審議
- ・ 第 201 回国会(2020.1-6)コロナ禍の「学びの継続のための学生支援緊急給付金」の特設
- ・ 第 203 回(2020.10-12)第 204 回(2021.1-6)学びの継続のための現金給付プラス現物給付
- ・ 第 205 回(2021.10)～第 211 回(2023.1-6)大学等修学支援新制度の実績検証、見直し論議

日本における教育無償化への政策転換に関して、2010 年の高校教育無償化については、日本国憲法「教育を受ける権利」、教育基本法「教育の機会均等」、国際人権 A 規約「漸進的無償化」に依拠した公約を掲げた民主党が政権についた後に導入実施したものであり、「法規範⇒意思決定⇒制度・行財政」政策転換仮説が妥当した。しかし、2017 年に公約となった高等教育無償化については様相を異にしていた。すなわち、安倍首相による意思決定⇒A 少子化& 貧困対策目的の制度設計・法案⇒B 国会における教育の機会均等などの法規範による吟味と附帯決議、法成立・国会による「正統化」⇒A・B 両者を加味した行財政運用⇒中途半端な政策転換、という知見が得られた。一方、コロナ禍における緊急の学生支援については、学生・若者当事者による運動・世論形成⇒法規範（教育を受ける権利、教育の機会均等、漸進

的無償化)の援護⇒緊急の意思決定⇒緊急の制度・行財政運用、という政策導入であった。

3. 10年間の歩み・到達点と課題：漸進的無償化プログラムを活用した見える化

日韓の政策転換に係る10年の歩み・到達点と課題を明らかにするために、漸進的無償化プログラム(横軸[国、地方自治体、大学法人、民間]+縦軸[学費、奨学金・学生ローン等、修学支援、就労支援・生活支援])を用いて見える化を行った。日韓政府は共に高授業料には手を付けていないが、「A1:学費自体の軽減化」に区分しうるものとして韓国では入学金の廃止、機関補助によるソウル市立大学校の登録金半額請求、がある。一方、韓国の国家奨学金は学費支払いにしか使えないが、日本の大学等修学支援新制度は「学費減免+給付型奨学金」という仕組みになっており、給付型奨学金は「C1:学習費の支援」「C2:学生生活の支援」として機能している(C2に該当するものに韓国では大学寮の増設・収容人員の拡充がある)。なお、漸進的無償化プログラムを自治体施策分析にも援用して見える化を進めた(大阪府・鳥取県・滋賀県)。

4. 日韓/韓日対話企画による日本への示唆①：漸進的無償化という法規範・原理の重み

韓国における半額登録金への政策転換(2012年大統領選挙での半額登録金公約化)は、2011年の登録金半額化を求める学生・市民の運動(その象徴としての蠟燭デモ 2011.6.10)・世論形成が政策転換への意思決定を促した。日韓/韓日対話企画において、キム・ソンヨル氏(前韓国教育学会会長)は1980年代以降の長いスパンで観た場合、教育民主化運動勢力が教育の機会均等などの法規範・原理の実現を後押ししたとの視点を提示している。ただし、コ・ジョン氏(元大韓教育法学会会長)やキム・フンホ氏(前韓国教育開発院・現公州大学校)が指摘するように、国際人権規約や児童権利条約にある漸進的無償化に関しては、日本ほどには運動側も政策側も位置づけてはいないことがみてとれる。韓国(1990.4.10批准)と異なると日本(1979.6.21批准)においては漸進的無償化条項を留保したことで、無償化が遅れたという一般的な理解とは逆に、留保撤回という社会的・政治的・学問的な力動が生まれ、中等教育及び高等教育の漸進的無償化が継続的に意識され、進展を促してきたという歴史的な解釈も成り立つのである。留保撤回 2012.9.11によって、国内的に政権が交代しようとも日本政府は当該条項に拘束されており、国会等でもその趣旨を尊重・遵守する立場を一貫して表明している。

5. 日本への示唆②：附帯決議及び法規範・原理に立った大学等修学支援法の検討と見直し

日韓/韓日対話企画においてパク・コヨン氏(大学教育研究所所長)は、学資金貸出利息の帳消し案(民主党)、専門大学・国公立大学の優先無償化案(正義党)を紹介した。また、イム・ウンヒ氏(同研究員)は韓国の国家奨学金の対象が中間層や多子世帯にも及び2022年度時点で支援率48.6%であると報告した。日本の大学等修学支援法は、附則第3条によって施行後4年経過による検討と見直し時期を迎えている。政府はこども未来戦略方針 2023.6.13に授業料等減免の拡大、修士課程の授業料後払い制度(J-HECS)の導入を組み込んで説明している。しかし、大学等修学支援新制度の対象拡大は世帯年収目安600万円(現在の目安380万円、支援率10~15%)と言いながら理工農系学生・子ども3人以上世帯の限定案であり、またJ-HECSも後払い=借金(石井拓児 2023)であって無償化とは呼べない。附帯決議(第198回国会)に立ち返り、漸進的無償化の法規範・原理に即して、見直されるべきであろう。日本は「高授業料・低補助」に留まるのか、または「高授業料・高補助」「低授業料・低補助」「低授業料・高補助」区分のいずれへ向かうのか、今こそ学会を含めた活発な論議が必要であろう。

【謝辞】JSPS 科研費基盤研究(C)19K02864(渡部 2019-22)、22K02702(同 22-25)の助成を受けた】

【備考】本報告は科研費報告書 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482161> を踏まえたものである】